

別記 1

管理業務仕様書

管理の基準

- (1) 氷見市観光情報センターの開館時間は、午前8時30分から午後6時までとする。
ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。
- (2) 氷見市観光情報センターの休館日は、1月1日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
- (3) 関係法令及び条例・規則の規定を遵守すること
- (4) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと
- (5) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと